

令和5年度

県の予算編成に対する要請書

川崎市

川崎市政の推進につきましては、日頃から格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

大正 13 (1924) 年に人口 5 万人で誕生した川崎市は、令和 4 (2022) 年 5 月時点で人口が 154 万人に達し、わが国の人口減少が進む中においても、本市では当面の人口増を見込んでいます。また、市内には研究開発機関が数多く立地し、その数が 550 以上に及ぶなど、成長力の高い都市となっています。

こうした川崎をさらに、一步先へ、もっと先へ進めるため、本年度からの 4 年間を期間とする「川崎市総合計画 第 3 期実施計画」に基づき、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」を基本とした「成長と成熟の調和による持続可能な最幸（さいこう）のまち かわさき」の実現をめざした取組を一層推進しています。

新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中で、社会・経済全体への大きな影響が生じており、特に本市のような人口が集中する大都市では、市民の安全・安心な暮らしを守るために、迅速かつ適切な対応が必要となっています。

こうした状況をはじめ、県民・市民ニーズへのきめ細かな対応を行っていくためには、広域自治体としての県と基礎自治体としての市とが、それぞれの責務を踏まえ、協調して地域経営の視点を持って効果的・効率的なサービスの提供に努めていくことが必要です。

今回とりまとめた要請事項は、事業の実施に支障を生じさせないために、県と市の役割分担等を踏まえ、制度改善が必要な事項や、本市の事務事業の推進にあたり適切な財政措置が必要な事項を中心としたものです。

県におかれましても、大変厳しい財政状況にあることは承知しておりますが、県内指定都市の県税収入額が県税決算額全体の 6 割以上を占め、県財政に大きく貢献していることも踏まえ、令和 5 年度の県予算編成に反映していただきますよう要請いたします。

令和 4 年 1 1 月

川崎市長 **福田紀彦**

県税収入における指定都市の貢献度

川崎市、横浜市及び相模原市の3指定都市の県税収入額は、県税決算額の6割を超えており、県財政に大きく貢献しています。



※指定都市の県税収入額は、神奈川県税統計における県税決算額の市町村別税収額（推計）による。

(表示単位未満四捨五入)

※平成30年度以降の収入額並びに3市の構成比の減少は、県費負担教職員の市費移管に伴う税源移譲による。

目 次

重 点 要 請 項 目

県単独補助事業における補助基準の格差是正等について【3指定都市共通項目】・・	1
新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制等について・・・・・・・・・・	3
令和元年東日本台風による浸水被害等を踏まえた 一級河川（県管理）の治水対策の推進について・・・・・・・・・・	5
拠点地区等の整備について・・・・・・・・・・	7

要 請 項 目

○安心のふるさとづくり

防犯カメラ設置事業に係る補助制度の拡充について【3指定都市共通項目】・・	11
新型インフルエンザ等対策に係る医療資器材等の整備支援について・・・・・・・・	13
神奈川県地域医療介護総合確保基金事業について【新規要請項目】・・・・・・・・	15
鉄道駅のバリアフリー化整備事業に対する財政措置について・・・・・・・・・・	17
住宅・建築物の総合的な耐震対策による安全・安心に暮らせる まちづくりの推進について【川崎市・横浜市共通項目】・・・・・・・・・・	19
地籍調査事業の推進について・・・・・・・・・・	21
五反田川放水路整備事業の推進について・・・・・・・・・・	23
河川管理施設の老朽化等対策について・・・・・・・・・・	25
川崎市内における県有施設等の活用等について・・・・・・・・・・	27

○力強い産業都市づくり

臨海部地域の交通ネットワーク基盤の強化を図る国道357号等の整備について ・・・・・・・・・・	29
鉄道ネットワークの機能強化について・・・・・・・・・・	31

重 点 要 請 項 目

県単独補助事業における補助基準の 格差是正等について

【3 指定都市共通項目】

■ 要請事項

- 1 補助率等の取扱いに格差があるものについては、県税負担の実態を踏まえ、事業の重要性や事業開始の経緯を勘案の上、早急に補助率格差の是正に取り組むこと。
- 2 県単独補助金の見直しに際しては、県内市町村との十分な協議を行うこと。
- 3 指定都市在住であることだけをもって格差が設けられている現状について、県民たる市民に対し、説明責任を果たすこと。

■ 要請の背景

- 県単独補助事業の中に、指定都市とその他の市町村との間で補助率等の取扱いについて、格差が設けられているものがあることは、大変憂慮すべきことです。川崎市民が他の市町村の県民と同様の県税負担をしている実態を考慮すると、県内での租税負担の公平性が損なわれています。
- 指定都市は、道府県の広域行政としての役割の一部を担う一方で十分な財政措置はなされていません。
- 令和2（2020）年3月に策定された県の「中期財政見通し」によると、成果に着目したスクラップ・アンド・ビルドを行い、既存施策・事業の徹底的な見直しをすることとされています。
- 仮に県単独補助金が一時的凍結又は廃止された場合、事業の執行に多大な影響を受けるとともに、ひいては市民サービスの低下を招くこととなります。

合理的理由
のない格差

本市民は、県民として他市町村と同様の租税負担をしているにも関わらず
指定都市とその他の市町村との間には補助率の格差がある状況

本市の財政
運営に影響

【県単独補助事業における補助率の格差】

名 称	格差の内容	当初補助率
ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金	【補助率】 指定都市 1/3 一般市 1/2	【補助率】 指定都市 1/2 一般市 1/2
小児医療費助成事業補助金	【補助率】 指定都市 1/4 一般市 1/3	【補助率】 指定都市 1/2 一般市 1/2
重度障害者医療費給付補助事業補助金	【補助率】 指定都市 1/3 一般市 1/2	【補助率】 指定都市 100% 一般市 100%
外国籍県民高齢者・障害者等福祉給付金助成事業補助金	【補助率】 指定都市 対象外 一般市 1/2	【補助率】 指定都市 対象外 一般市 1/2
沿道建築物耐震化支援事業費補助金	【補助率】 指定都市 1/9 一般市 1/6	【補助率】 指定都市 1/9 一般市 1/6

租税負担の公平性が損なわれている

県税負担の実態を踏まえ、指定都市在住であることのみによる格差について

- ・ 早急に補助率格差を是正すること
- ・ 県内市町村と十分に協議すること
- ・ 県民たる市民に対する説明責任を果たすこと

新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制等について

■ 要請事項

- 1 神奈川モデルの構築に係る費用については、指定都市へ求めることなく、県が負担すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に活用できるよう、国に対して対象事業の拡大にかかる要請を行うこと。

■ 要請の背景

- 人口と医療資源が集中する都市部では、医療需要が非常に高く、通常の医療需要に上乗せされる新型コロナウイルス感染症に係る医療需要に対応できる速やかな医療提供体制の構築が求められますが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は、全国一律の基準であることから、地域の実情に即した支援に支障を来たしています。
- また、同交付金は対象事業が限定されているため、地域の実情や医療機関のニーズに応じた支援については、現在まで指定都市の多大な財政負担によって賄われていません。
- このことから、「神奈川モデル」の構築にあたっては、地域によって異なる医療資源や支援ニーズ状況が反映されるべきであり、その費用は県が負担するとともに、国に対して対象事業の拡大を求めていく必要があります。
- なお、見込まれる医療需要に対応するため、民間病院の協力が不可欠ですが、多くの病院では、新型コロナウイルス感染症患者の受入れに伴う専用病床の確保や不急の入院・手術の抑制等による大幅な減収に加え、医療従事者の疲弊等のリスクを負っていることから、引き続き、十分かつ的確な公的支援が必要です。

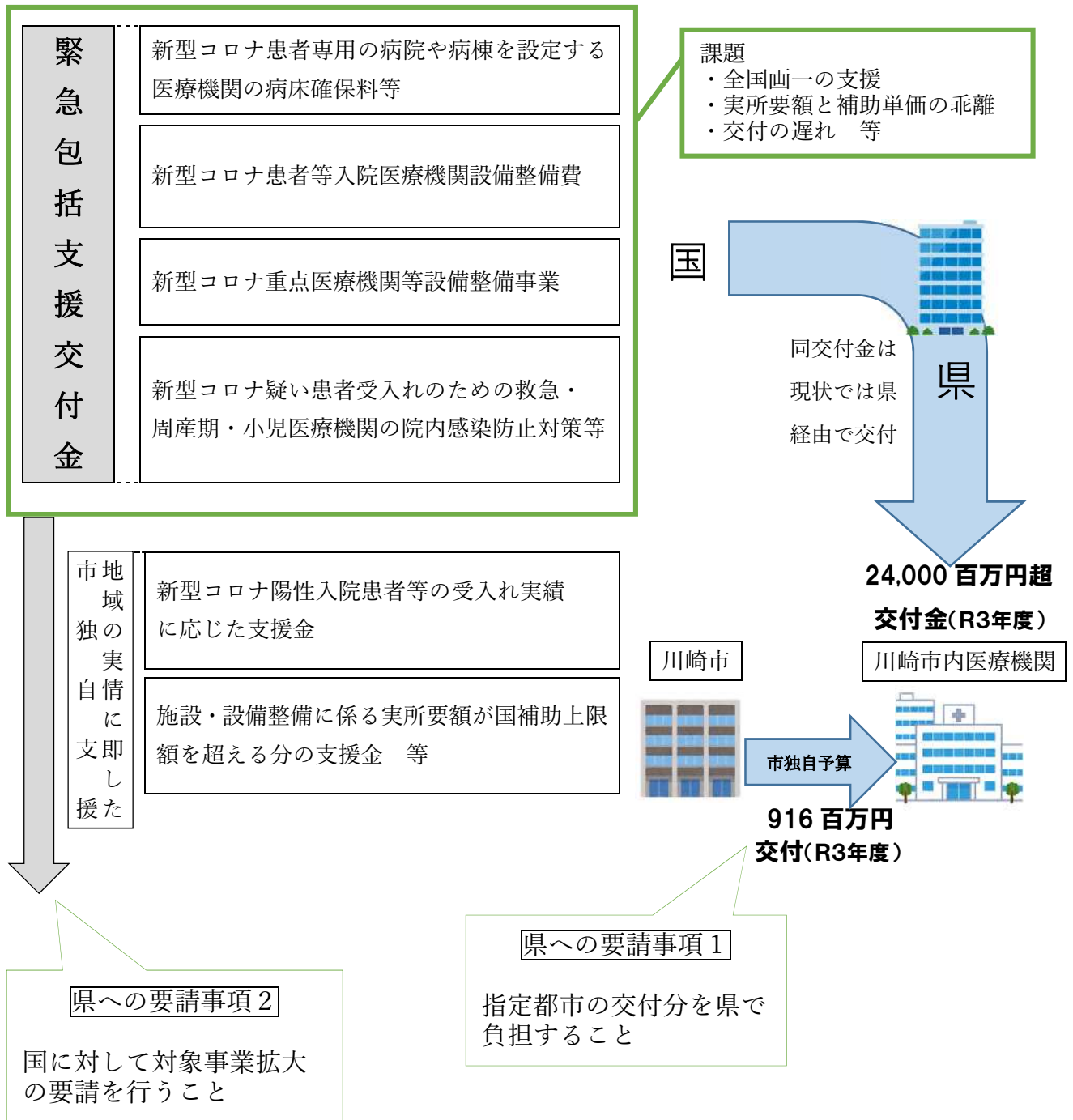
■ 要請額

- 令和5年度計画事業費（予算見積額） 162,520千円
（参考）令和4年度事業費（予算額） 419,892千円（県負担0円）

■ 神奈川県のご役割

- 広域医療モデル「神奈川モデル」を県内自治体と連携の下で構築・運用し、県域全体の医療提供体制を構築する
- 国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用して、神奈川モデル構築に係る経費を負担する

■ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)の交付の状況



この要請文の担当課/健康福祉局保健医療政策部地域医療担当 TEL 044-200-2428

令和元年東日本台風による浸水被害等を踏まえた 一級河川（県管理）の治水対策の推進について

■ 要請事項

- 1 一級河川平瀬川における多摩川合流部の対策である「平瀬川ブロック河川整備計画」に基づく堤防整備について、早期実施に必要な支援を行うこと。
- 2 一級河川三沢川周辺地域における更なる治水安全度の向上のため、多摩川合流点処理等について検討するとともに、市と連携し、検討結果等について住民に対する説明責任を果たすこと。

■ 要請の背景

- 令和元年東日本台風により多摩川において田園調布（上）水位観測所等で計画高水位を超える状況の中、平瀬川（県管理・市工事）の堤防等からの越水が確認され、約6ヘクタールの浸水被害が発生しました。
- また、三沢川（県管理・県工事）においても、三沢川水門が設置以来はじめて操作される状況の中、水位が上昇し、三沢川に接続する水路からの越水が確認され、約12ヘクタールの浸水被害が発生しました。
- 平瀬川については、「多摩川水系流域治水プロジェクト」において多摩川との合流部対策が位置付けられており、県が令和4（2022）年2月に「平瀬川ブロック河川整備計画」を策定し、多摩川本川水位を考慮した堤防を整備する方針としています。
- 令和6年度からの堤防整備事業に向け、周辺住民から寄せられた堤防嵩上げによる景観面の懸念などの意見を踏まえ、詳細設計において堤防構造等の検討を行っており、速やかに国や県と合意形成を図る必要があります。
- 三沢川については、国における水門操作の際にも三沢川の洪水を安全に流下させる必要があります。
- 近年の激甚化・頻発化する自然災害を踏まえ、治水対策の更なる強化に取り組むとともに、地域住民に対し、取組状況を説明していく必要があります。

■ 効果等

- 平瀬川及び三沢川流域の治水安全度が向上します。
- 令和元年東日本台風と同規模の降雨に際しても、浸水被害の最小化が図られます。

■ 県と市の役割分担

- 平瀬川は県が管理、本市が工事・維持
- 三沢川は県が管理・工事・維持

■ 今後の取組



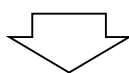
三沢川周辺の浸水状況



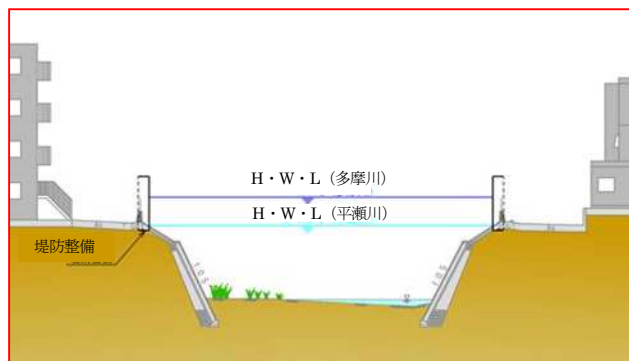
平瀬川周辺（多摩川との合流部）の浸水状況



被害を踏まえた対策の推進



三沢川の多摩川合流点処理等の検討



平瀬川の堤防整備

平瀬川: 「平瀬川ブロック河川整備計画」に基づく堤防整備について、早期実施に必要な支援を行うこと
三沢川: 更なる治水安全度の向上のため、多摩川合流点処理等について検討すること

拠点地区等の整備について

■ 要請事項

- 1 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業について、県の広域自治体としての役割を踏まえ、事業の進捗に応じ、相応の財政措置を講ずること。
- 2 超過課税を活用した制度として創設した「政令市市街地再開発臨時補助金」については、他の超過課税を活用した制度からの単なる財源の付け替えとならないよう配分を行うこと。また、補助率の算定に関し、県民たる市民に対し合理的な理由を明確に示すとともに、より実効性の高い制度設計とすること。

■ 要請の背景

- 市街地再開発事業や優良建築物等整備事業は、地域の課題解決、都市防災力の向上、省エネ・低炭素化、都市機能集積、賑わい創出、税収効果など、様々な効果を得ることができ、民間の事業への投資を促し、効果を発現させる意義があります。
- 県土の持続的な発展に向け、民間活力を生かしながら、契機を逃さず、良好な住環境の整備や業務・商業機能の導入による雇用創出、さらには税源涵養等を実現するためには、県市協調による財政措置が必要です。
- また、「政令市市街地再開発臨時補助金」は、従来の「都市再開発事業補助金」と比較し県負担額が1 / 15となるなど、補助率が低く、十分な額が交付されない等の課題があり、拠点整備の着実な推進に向け、制度の拡充等を図る必要があります。

■ 要請額

(単位：億円)

事業名及び地区名	令和5年度 計画事業費	県負担額		着手 年度	完了 年度
		都市再開発事業 補助金の場合	臨時補助金の 場合		
合計	約 6.37	約 1.60	約 0.10	-	-
市街地再開発事業関連	約 4.26	約 1.07	約 0.08	-	-
京急川崎駅西口地区	約 2.67	約 0.67	約 0.05	R5	R12
鷺沼駅前地区	約 1.23	約 0.31	約 0.02	R5	R13
登戸駅前地区	約 0.36	約 0.09	約 0.01	R5	R10
優良建築物等整備事業関連	約 2.11	約 0.53	約 0.02	-	-

県の役割

広域自治体として、県域全体の持続的発展に向けた市（基礎自治体）の補完をすること



- ・拠点整備に伴う県税の税源涵養効果等も踏まえた県市協調の取組が必要
- ・持続可能な県域全体の発展の牽引が必要

〔参考 / 市内拠点地区 及び 主な計画事業箇所〕



〔参考 / 今後の費用の見込み〕

(単位: 億円)

事業名及び地区名	令和6年度 計画事業費	県負担額	
		都市再開発事業 補助金の場合	臨時補助金の 場合
合計	約 34.78	約 8.70	約 0.50
市街地再開発事業関連	約 22.11	約 5.54	約 0.39
(広域拠点)			
京急川崎駅西口地区	約 6.13	約 1.54	約 0.11
鷺沼駅前地区	約 5.84	約 1.46	約 0.10
(地域生活拠点等)			
登戸駅前地区	約 9.06	約 2.27	約 0.16
柿生駅南地区	約 1.08	約 0.27	約 0.02
優良建築物等整備事業関連	約 12.67	約 3.16	約 0.11

市街地再開発事業等について、県の広域自治体としての役割を踏まえ、事業の進捗に応じ、相応の財政措置を講ずること。また、補助率の算定に関し、県民たる市民に対し合理的な理由を示すとともに、より実効性の高い制度設計とすること。

この要請文の担当課/まちづくり局市街地整備部地域整備推進課 TEL 044-200-3009
まちづくり局拠点整備推進室 TEL 044-200-2752

要 請 項 目

防犯カメラ設置事業に係る補助制度の拡充について

【3 指定都市共通項目】

■ 要請事項

防犯カメラ設置事業に係る補助金は、地域からのニーズが高く、県の地域防犯力の向上に資するものであることから、新たな補助の検討にあたっては、県の責務、地域の要望、設置効果等を踏まえ、相応な制度となるよう、補助の対象や上限額の拡充を行うこと。

■ 要請の背景

- 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例によると、県は、安全・安心まちづくりに関する総合的な施策を実施する責務を有し、そのために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとされています。
- 令和3年度の県民ニーズ調査によると、「犯罪がなく安心して暮らすために最も重要なもの」という住民への質問に対し、防犯カメラ等の防犯設備の整備という回答が最多となっています。
- 地域防犯力向上に向け、平成28年度から県・市協調による防犯カメラ設置補助が創設されましたが、県の補助上限額は制度創設当初から大幅に縮小していることから、本市の負担額を増やすことで町内会等への補助額を維持しています。
- 防犯カメラ設置補助に対する地域からの要請は大きく、本市においても毎年度、補助申請台数に対して補助台数が追いついていない状況にあり、地域防犯力の向上のため県にも相応な負担が求められます。
- 令和5年度からは、時限に定めのない防犯カメラ設置補助の実施が検討されていますが、新たな補助の検討にあたっては、既設設備の更新も補助対象とするなど、補助の対象や上限額の拡充を行う必要があります。また、市町村の予算編成にも影響があることから、制度の詳細を早急に示していただく必要があります。

■ 要請額

- 令和5年度計画事業費 10,000千円（県費5,000千円）

県は犯罪のない安全・安心まちづくりに対して責務を有する

【神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例】

- 県は、安全・安心まちづくりに関する総合的な施策を実施する責務を有する（第2条）
- 県は、そのために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする（第6条）

【神奈川県地域防犯力強化支援事業の事業目的】（平成28年度制定時）

- 地域防犯力を強化することで、県民や観光客など、誰もが安心して過ごせる神奈川を実現する

防犯カメラの重要性は高く、犯罪抑止効果も認められる

【令和3年度県民ニーズ調査結果】

「犯罪がなく安心してくらすために最も重要だと思うもの」という質問に対する回答
⇒ 「防犯カメラなどの防犯設備の整備」が35.7%で最多

【平成30年度警察白書 第1部 特集・トピックスより 抜粋】

大阪市守口市にて、平成28年に市内全域に無線通信式防犯カメラ1,000台を設置
⇒ 平成29年の大阪府内の刑法犯認知件数は前年比で12.4%減少（同市内は21.7%減少）
⇒ 該当防犯カメラの設置が一定の効果を上げていると考えられる

現状は地域の設置要望に応えきれていない

【本市の設置率（設置申請台数に対する補助台数）の推移】

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
申請台数	185	220	131	124	87	71
補助台数	26	60	36	68	50	41
設置率	14%	27%	27%	55%	57%	58%

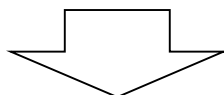
県の1台当たりの補助金額が下がっている

【県の1台あたりの補助上限額の推移】

- ・令和2年度 150,000円
- ・令和3年度 80,000円
- ・令和4年度 40,000円
- ・令和5年度 検討中

（参考）令和4年度において、川崎市は160,000円を補助している。

※ 令和3年度に補助したカメラの平均設置単価は34万円



県の責務、地域の要望、設置効果等を踏まえ、相応な制度となるよう、防犯カメラの更新についても補助対象とするなど、補助の対象や上限額の拡充を行うこと。

新型インフルエンザ等対策に係る医療資器材等の整備支援について

■ 要請事項

新型インフルエンザ等発生時の患者の受診及び入院受入れ体制を強化するため、新型コロナウイルス感染症発生時に新たに追加した帰国者・接触者外来設置医療機関への医療資器材の導入や備蓄にかかる支援を実施すること。

■ 要請の背景

- 今般の新型コロナウイルス感染症への対応にあたっては、県において国の交付金を活用して、県内の医療機関への整備を進めたところですが、今後においても引き続き医療体制の整備を進め、新たな感染症の発生に備える必要があります。
- 国は新型インフルエンザ等発生時の医療体制整備のため、保健衛生施設等施設・設備整備補助金において、都道府県を交付対象とする補助制度を設けており、県においては、当該補助制度を活用して、市内の新型インフルエンザ等に対応する帰国者・接触者外来協力医療機関へ、平成26年度から令和3年度の間、9医療機関に対して人工呼吸器13台、簡易陰圧装置4台の配備を決定しております。
- 本市においては、新型インフルエンザ等にかかる帰国者・接触者外来は11施設でしたが、新型コロナウイルスにかかる帰国者・接触者外来については6施設に拡充しており、拡充した施設についても必要な支援の対象とするよう要請します。

■ 神奈川県 の役割

- 新型インフルエンザ等における医療体制整備を実施する中心的な役割を担うものとされ、入院医療機関において必要な治療が継続して行われるよう、医療機関における医療資器材の確保を支援する必要があります。

■ 川崎市の医療資器材等の整備支援の現状

○ 新型インフルエンザ等関係国庫補助金概要(保健衛生施設等設備整備費補助金)

	補助内容	補助率	補助先	実施状況
1 新型インフルエンザ入院医療機関	○初度設備費 (基準額:133,000円) ○人工呼吸器 (基準額:2,221,000円) ○个人防护具 (基準額:3,600円) ○簡易陰圧装置 (基準額:4,320,000円) ○簡易ベッド (基準額:51,400円)	国 1/2	間接補助 (都道府県) ※国から都道府県に対する補助事業であり、都道府県が医療機関に補助しなければ、医療機関は国からの補助を受けることができない。	補助有り 整備 継続中
2 感染症外来協力医療機関	○HEPAフィルター付空気清浄機 (基準額:905,000円) ○HEPAフィルター付パーティション (基準額:205,000円) ○个人防护具 (基準額:3,600円)	県 1/2		補助無し 未整備

○「新型インフルエンザ入院医療機関」への補助実績(9医療機関)

補助年度	内訳
平成26年度	人工呼吸器 5台
平成27年度	人工呼吸器 3台
平成28年度	人工呼吸器 2台 簡易陰圧装置 1台
平成29年度	人工呼吸器 2台
平成30年度	簡易陰圧装置 1台
平成31(令和元)年度	簡易陰圧装置 1台
令和2年度	人工呼吸器 1台
令和3年度	簡易陰圧装置 1台
合計	人工呼吸器 13台 簡易陰圧装置 4台

要請：感染症外来協力機関についても補助対象とすること

新型コロナウイルス感染症発生時に新たに追加した帰国者・接触者外来設置協力医療機関(6施設)を含めた17医療機関を補助の対象とすること

この要請文の担当課/健康福祉局保健医療政策部感染症対策担当 TEL 044-200-2446

神奈川県地域医療介護総合確保基金事業について

■ 要請事項

神奈川県地域医療介護総合確保基金事業について、県の広域自治体としての役割や事業の波及効果等を踏まえた事業採択を行うこと。また、事業の採択に関する判断基準をあらかじめ明らかにするとともに、採択結果に対する説明責任を果たすこと。

■ 要請の背景

- 地域医療介護総合確保基金は、地域の医療・介護の総合的な確保を推進するため、消費税財源等を活用した財政支援制度として各都道府県に設置されたものです。
- 国の通知によると、都道府県が年度ごとに基金事業計画を策定するにあたっては、市町村や幅広い地域関係者の意見を聴取した上で事業主体間の公平性を確保し、地域にとって必要性・公益性の高い事業に対し、適切かつ公正に配分させることが求められています。
- 本市が令和4年度の県基金事業計画に対し、医療的ケア児の在宅生活を支える医療、教育及び福祉分野の連携体制の構築に係る事業の実施を提案したところ、県が事業主体となっている既存事業との重複という理由から不採択となりました。
- 県の既存事業は指定都市以外の一部地域のみを対象としたものですが、新規事業と既存事業との重複を不可とする合理的な理由や、優先して採択される事業の基準が示されておらず、事業主体間の公平性に疑義が生じるおそれがあります。
- 不採択を受けた事業は、やむを得ず規模を縮小し、市単独で先行実施していますが、本事業は市域のみならず、複数の医療圏で事業効果の波及が見込まれます。
- 医療的ケア児支援法では、地方公共団体は医療的ケア児やその家族に係る施策を総合的に実施する責務を有するとされており、居住する地域に関わらず等しく支援を受けられるよう、県市協調の取組が不可欠です。
- 広域自治体としての県の役割を踏まえ、県は、受益に応じ、相応の負担を行う必要があります。また、県民たる市民に対し、基金事業の採択結果に対する説明責任を果たす必要があります。

県の役割

- ・基金事業計画の策定にあたって、**事業主体間の公平性を確保**し、地域にとって必要性・公益性の高い事業に対し、当該**基金を適切かつ公正に配分**
- ・広域自治体として、**医療的ケア児及びその家族が居住する地域にかかわらず等しく適切な支援**を受けられるよう、**地域間での格差が起きないように調整**

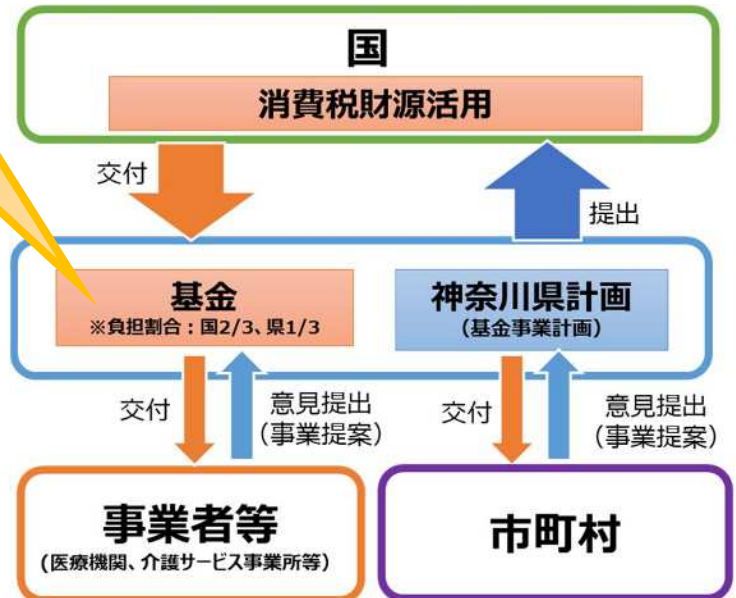
神奈川県医療介護総合確保基金

令和3年度末残高：約**207億円**

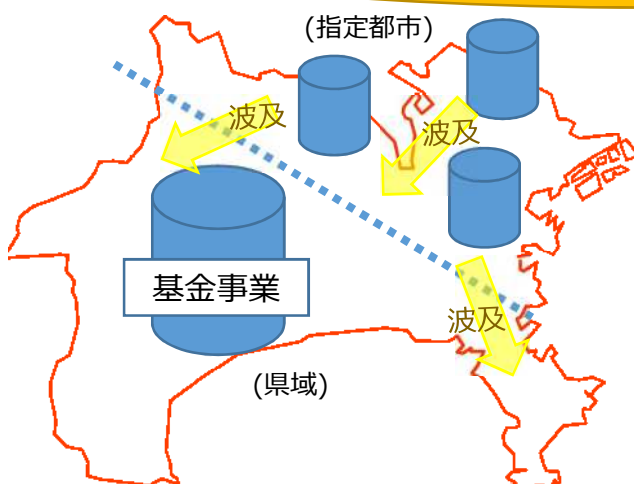
神奈川県計画に位置付けられた
基金事業数 **231**※

うち、指定都市が実施主体の
基金事業数 **2**※

※平成26～令和3年度計画の延べ数



平成31年度から令和3年度で、本市は16事業を提案
⇒**採択0件**



● 指定都市事業を県計画に含めることで、より県域全体で基金事業の効果を得られるように

● 現状は市費で賄える範囲で事業を実施しているが、受益に応じ、県にも相応の負担が必要

- ・県の**広域自治体としての役割**や**事業の波及効果**等を踏まえた**事業採択**を行うこと。
- ・事業の採択に関する**基準を明らかにし**、**採択結果に対する説明責任を果たす**こと。

鉄道駅のバリアフリー化整備事業に対する 財政措置について

■ 要請事項

誰もが安全・安心に利用できる交通環境の形成に向け、鉄道事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化整備事業に対して必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」により、1日あたりの利用者数が3千人以上のすべての駅舎について、エレベーター等の設置によるバリアフリー化の整備が位置付けられています。
- また、国土交通省では、高齢者、障害者等、すべての駅利用者のホームからの転落を防止するための設備として、ホームドアの整備を推進しており、「第2次交通政策基本計画」において、これまで優先してきた1日あたりの利用者数が10万人以上の駅だけでなく、優先度が高いホームでの整備を加速化することを目指し、ホームドアの整備を進めていくこととしています。
- こうしたことから、本市では、障害者や高齢者をはじめとしたすべての市民が安心して快適に利用できる交通環境の形成に向け、鉄道事業者が行う鉄道駅へのエレベーター等の垂直移動施設やホームドアの整備に対して補助を行っています。
- ホームドアの整備については、本市においても、1日あたりの利用者数が10万人以上の駅における整備を進めるとともに、優先度が高い駅についても整備を促進していく必要があります。

■ 効果等

- 誰もが安全・安心に利用できる交通環境の形成に向けて、市民生活に身近な鉄道駅のバリアフリー化の取組を促進することにより、鉄道駅における安全性・利便性の向上を図ることができます。

県の役割

かながわ交通計画に定める交通施策の推進方策に基づき、駅のバリアフリー化等に対して、市町村等と連携して協力・支援し、整備を誘導すること

⇒ 鉄道駅のバリアフリー化の促進に向けて、鉄道事業者への支援が必要

＜鉄道駅のバリアフリー整備状況＞



※武蔵新城駅・武蔵中原駅…利用者10万人/日未満

＜鉄道駅のバリアフリー化整備事業の予定＞

対象	令和4年度	令和5年度
J R 武蔵溝ノ口駅(南武線2線)	ホームドア設置	
J R 登戸駅(南武線2線)	ホームドア設置	
J R 川崎駅(南武線2線)	ホームドア製作・設置	県補助額0.2億円 市補助額0.2億円
J R 武蔵中原駅(南武線2線)	ホームドア製作・設置	県補助額0.2億円 市補助額0.2億円
J R 武蔵新城駅(南武線2線)	ホームドア製作・設置	県補助額0.2億円 市補助額0.2億円
要請額 計(県・市とも補助金1/12)	県補助額約0.6億円 市補助額約0.6億円	県補助額 約0.6億円 市補助額 約0.6億円

誰もが安全・安心に利用できる交通環境の形成に向け、鉄道事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化整備事業に対して必要な財政措置を講ずること。

住宅・建築物の総合的な耐震対策による 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について

【川崎市・横浜市共通項目】

■ 要請事項

住宅・建築物の耐震化による総合的な耐震対策を推進するため、耐震対策への継続的かつ十分な財政措置を講ずるほか、支援策の充実を図ること。

■ 要請の背景

- 大規模地震時に甚大な被害の発生が想定される本市では、既存建築物の耐震化の促進が急務であり、まち全体の総合的な耐震化に向けて取組を推進しています。
- 耐震対策の推進には、住宅・建築物の所有者等が耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減を図ることが求められており、今後も継続的かつ十分な財政措置が必要です。
- 民間マンションについては、今後、建物の老朽化、所有者等の高齢化の進行とともに耐震化の難易度が急速に高まることや、対策に要する行政負担が増大することが懸念されることから、「神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金」において、マンションの耐震設計・耐震改修に要する費用について補助対象とするなど、市と県が連携を強化し、速やかに支援策の充実を図っていく必要があります。

■ 要請額

- | | |
|-------------|-------------------|
| ○ 令和5年度事業費 | 約2.6億円（県費 約0.6億円） |
| ・住宅耐震化事業等 | 約1.0億円（県費 約0.2億円） |
| ・沿道建築物耐震化事業 | 約1.6億円（県費 約0.4億円） |

■ 効果等

- 住宅及び災害時の緊急物資等を輸送するための緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化により、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

県の役割

神奈川県耐震改修促進計画に定める耐震化の目標等に基づき、国・市町村と連携して、県内建築物の耐震化を促進する取組を進めていくこと



安全・安心に暮らせるまちづくりの推進のため、
県と市の連携した取組が必要

<住宅・建築物の耐震化事業（民間建築物）>

■目標：住宅の耐震化率を令和7年度までに98%、特定建築物の耐震化率を令和7年度までに97%とする。

（令和2年度末の耐震化率 住宅：95.6% 特定建築物：95.2%）
耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を令和7年度を目途におおむね解消する。

■主な取組

- 木造住宅耐震対策、○民間マンション耐震対策
- 耐震診断義務化沿道建築物耐震対策

※民間マンション耐震対策に係る負担割合

		地方		国
		市	県	
耐震診断	予備診断（補助率10/10）	1/4	1/4（上限あり）	1/2
	本診断（補助率2/3）	1/6	1/6（上限あり）	1/3
耐震改修	耐震設計（補助率2/3）	1/3	補助対象外	1/3
	耐震改修（補助率15.2%）	7.6%	補助対象外	7.6%

【要請】民間マンションの耐震改修事業についても、耐震診断と同様に、
地方負担分を県と市が連携して分担すること

総合的な耐震対策の推進に向けて、継続的かつ十分な財政措置を講ずるほか、支援策の充実を図ること。

地籍調査事業の推進について

■ 要請事項

本事業は市全域を対象としており、事業が完了するまでに長時間を要することから、計画的な事業執行を図るための必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市では、昭和 59 年度より麻生区の黒川地区から地籍調査事業を開始しています。麻生区内の調査が概ね完了し、現在は多摩区・川崎区内の調査を実施していますが、進捗率は、令和 3 年度末時点で全市面積の約 11%にとどまっています。
- 国土交通省では、令和 2（2020）年 3 月の国土調査法改正により、第 7 次国土調査事業十箇年計画を策定し、新たな調査手続きの活用や効率的な調査手法の導入を促進し、進捗率向上を図るための措置を定めています。また、県においても、同十箇年計画に基づき「神奈川県地籍調査計画」を策定し、国と歩調を合わせた地籍調査の推進を目指している状況です。
- 地籍調査を実施した地区では境界が明確となり、大規模災害からの迅速な復旧・復興、まちづくりの円滑な推進等、様々な効果が期待されていることから、本市においても国や県の実施方針に基づき、多摩区での「一筆地調査」を継続し、さらに、道路等との境界のみの先行調査を実施し、成果を公表していく効率的な調査手法である「街区境界調査」について、川崎市津波避難計画に基づき大規模災害が想定されている川崎区内の避難指示区域を令和 4 年度から優先的に実施しております。

■ 要請額

- 令和 5 年度計画事業費 30,060 千円（県費 7,515 千円）

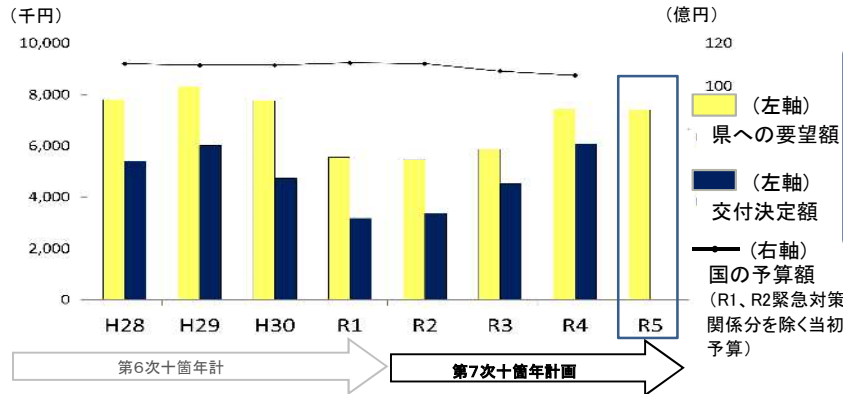
■ 効果等

- 災害からの復旧・復興の迅速化、土地取引の円滑化、公共事業に係る事業計画・用地測量の迅速化、固定資産税の課税適正化等

県の役割

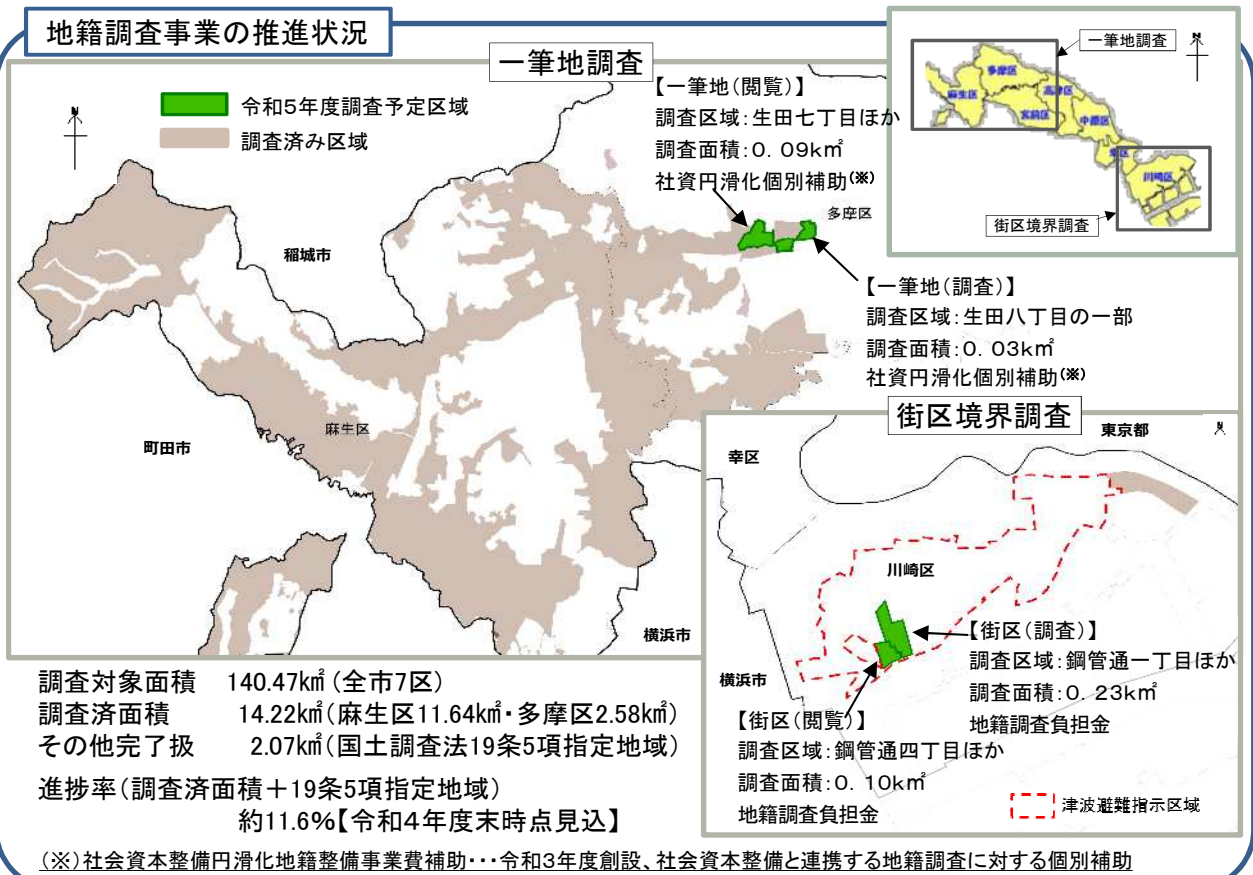
第7次国土調査事業十箇年計画に基づく効率的な調査手法の導入促進及び目標事業量達成に向けた必要な財政措置及び国との調整

地籍調査事業の県費の推移



・国の予算は一定推移
・県の交付決定額は漸減傾向であったが、第7次計画期間に入り増加

地籍調査事業の推進状況



第7次国土調査事業十箇年計画期間の川崎市の取り組み

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年~11年
国・県	作 施 成 改 計 行 画 正 法 法				
川崎市	一筆地調査				
	街区境界調査				

社会資本整備と連携
令和4年度より社資円滑化個別補助を導入

効率的調査手法の導入
令和4年度より街区境界調査に着手

防災対策としての地籍調査
街区境界調査により第7次計画期間内での津波避難指示区域の調査概成を目指す

第7次国土調査事業十箇年計画の推進に向けた財政措置を講ずること。

この要請文の担当課/建設緑政局道路管理部管理課地籍担当 TEL 044-200-2852

五反田川放水路整備事業の推進について

■ 要請事項

五反田川放水路の令和5年度完成のために必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市では、河川の治水対策を推進するため、緊急かつ重点的対策として時間雨量50mmに対応できるよう、環境にも配慮しながら河川改修に取り組んでいます。
- 近年、局地的な集中豪雨や観測史上の記録を上回る大雨、都市化の進展等により、都市型水害が深刻になっています。特に洪水時、下流まで約20分で流下する高低差の著しい一級河川五反田川は、下流部及び二ヶ領本川との合流部で急激な水位上昇が生じ、度重なる水害を繰り返してきました。
- 五反田川下流の二ヶ領本川は高度に都市化された地域を貫流し、河道拡幅や掘削による河道改修が困難な状況となっているため、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する五反田川放水路整備事業を進めています。
- 事業効果の早期発現を目指し、国及び関係機関が取りまとめた「多摩川水系流域治水プロジェクト」にも位置付けられている雨水貯留施設として暫定的に活用を開始しており、事業完成のために必要な財政措置が不可欠となっています。

■ 要請額

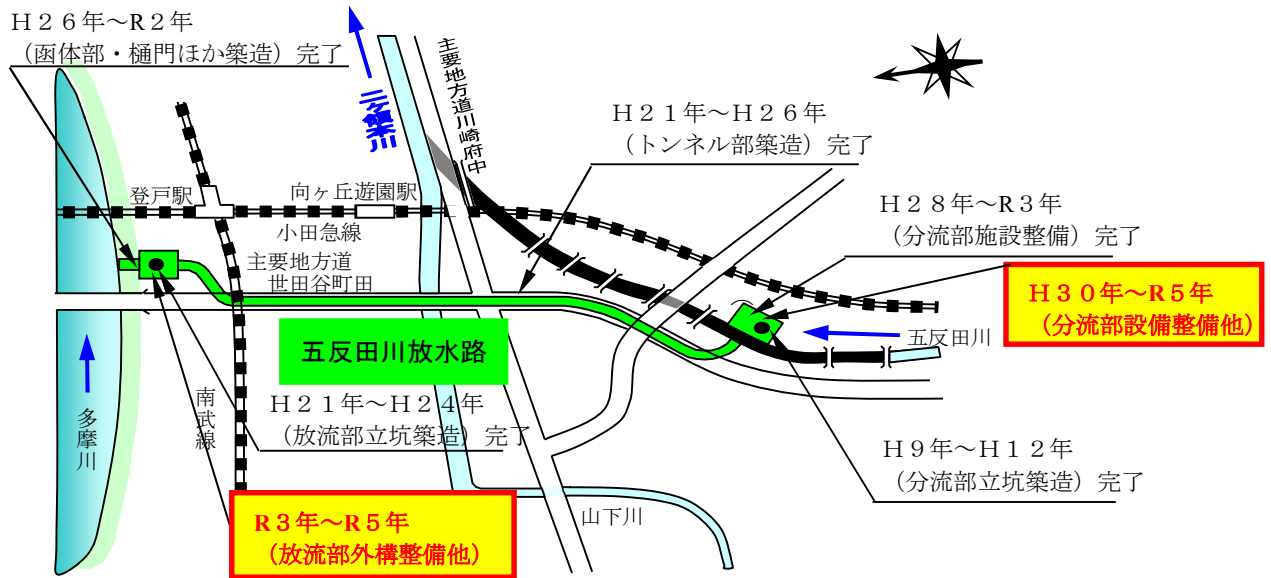
- 総事業費 約300億円（国費 約85.9億円、県費 約85.9億円）
- 令和5年度計画事業費 約16.6億円
（国費 約4.2億円、県費 約4.2億円）

■ 効果等

- 令和2年度から放水路を暫定的に運用し、雨水貯留施設として活用することで、分流部下流域の浸水被害軽減に寄与しています。
- 放水路下流域の五反田川及び二ヶ領本川の流下能力は、将来計画である時間雨量90mmまでの対応が可能となり、治水安全度の向上が図られます。
- 将来的には、面積約341ha、約7,100戸の浸水想定被害が解消されます。

五反田川放水路整備事業の概要

■大規模特定河川事業として、国・県・市でそれぞれ 1/3 の費用を負担



放流施設



立坑内トンネル

- 計画区間 川崎市多摩区生田8丁目～川崎市多摩区登戸新町
- 計画期間 平成4年度～令和5年度（令和2年度から暫定運用）
- 総事業費 約300億円
- 事業の概要 延長：2,157m、計画高水流量：150m³/秒
（うち地下トンネル2,025m、函体15m、樋門37m、堤外水路80m）
- 今後の事業費の見込み

		H28年度まで	H29年度		H30年度 (2018)	R元年度		暫定運用			完成	合計※	
			当初	補正		当初	補正	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)		
事業費	補助	国費	56.2	3.3	1.4	3.5	2.6	1.7	4.2	4.4	4.4	4.2	85.9
		県費	56.2	3.3	1.4	3.5	2.6	1.7	4.2	4.4	4.4	4.2	85.9
		市費	56.2	3.3	1.4	3.5	2.6	1.7	4.2	4.4	4.4	4.2	85.9
		小計	168.6	9.9	4.2	10.5	7.8	5.1	12.6	13.2	13.2	12.6	257.7
	単費	現年	21.2	0.5	2.6	3.4	5.6	1.8	2.6	4.0	41.7		
合計	※総事業費	189.8	14.6	13.1	16.3	18.2	15.0	15.8	16.6	299.4			

五反田川放水路の令和5年度完成のために必要な財政措置を講ずること。

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2904

河川管理施設の老朽化等対策について

■ 要請事項

- 1 河川管理施設の老朽化等対策の財源について、必要な制度の創設や現行制度の要件緩和を県・市で連携して、国に対し働きかけること。
- 2 一級河川平瀬川の施設機能向上を図る改築工事について、計画的な事業執行を図るために必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市の維持管理する河川延長は約 38km ありますが、そのうち、約 6 割が改修後、概ね 50 年を過ぎて施設の老朽化が顕著となっており、首都圏における東海地震や関東直下型地震発生の切迫性の指摘などを踏まえ、河道の治水安全度を確保し、局地的集中豪雨による洪水や地震による災害の防止に備える必要があります。
- 本市では、年間約 2 億円の予算で日常の維持管理を行っておりますが、老朽化した河川管理施設の修繕や更新を適切に行っていくため、新たな財政措置が必要です。
- 老朽化の著しく進んだ護岸等の施設では、治水安全度の確保や家屋の密集した都市河川の特徴から、耐震性等の機能向上を考慮した施設の更新が必要となっています。
- 本市での老朽化等の顕著な事例として、県管理の一級河川であり、本市が協定により施工している平瀬川において、護岸変状が確認されたことから、治水安全性を確保するために、耐震性等の機能向上を図る改築工事を市単独事業として実施していました。
- 令和 3 年度から、施設機能向上事業として国庫補助事業化されたことから、事業完成には計画的な財政措置が不可欠となっています。

■ 効果等

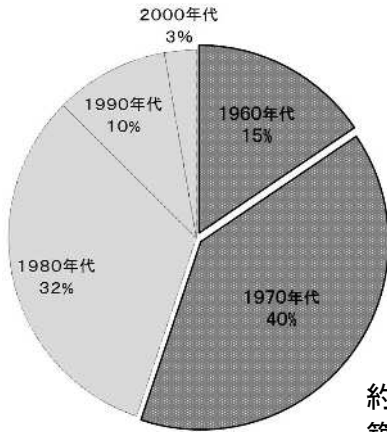
- 計画的に維持補修・更新することで、施設の長寿命化及び機能向上を図り、治水安全性をはじめ、河川機能の維持が可能となります。

川崎の河川

■一級河川は国土交通大臣の指定により県管理だが、平瀬川は県との協議により市が施工



〔河川整備年代〕



約6割(約 21km)が築 50 年以上

〔老朽化の状況〕



変状による護岸の目違い

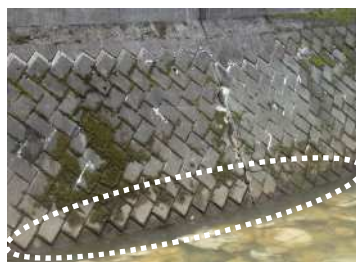


護岸背面部の空洞

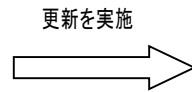
〔一級河川平瀬川の護岸更新について〕



パラペットのズレ(最大 10cm)



護岸の変状(ブロック隙間の拡大)



両岸(完成箇所)

鋼管護岸へ更新中【市費にて対応】

- ・維持管理補修等に要する財源確保のため、必要な制度創設や現行制度の要件緩和を国に対して働きかけること。
- ・護岸の改築工事を計画的に推進するため、必要な財政措置を講ずること。

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2906

川崎市内における県有施設等の活用等について

■ 要請事項

- 1 県有施設や土地の利用形態に変更が生じる場合は、地域の実情や意見を十分に踏まえた対応を行うとともに、特別養護老人ホームや保育所などの社会福祉施設等の整備を促進するため、県有地の貸付や売却の際の要件緩和及び減額すること。
- 2 現在県有地を活用している施設について、現状、背景等を踏まえ、配慮するとともに、県有地及び市有地に関する課題の解決に向け、継続して協議を行うこと。

■ 要請の背景

- 県の緊急財政対策の取組により、県有施設の見直しのロードマップが示された後、行政改革推進本部に引き継がれ、今後も不断の取組を重ねることとされておりますが、県有施設や土地の利用形態に変更が生じる場合は、事前に市との協議を行い、地域の実情を踏まえた検討を進める必要があります。
- 高齢化の進展や児童数の増加に伴い、特別養護老人ホームや保育所、障害者通所施設等の社会的需要は高まっており、住民への福祉サービス充実のため、引き続き施設整備が求められております。しかし、市域面積が狭く人口密度が高い本市においては、一定の敷地面積を備えた用地の確保が困難となっているため、県有地貸付制度における貸付料の減額や、売却時の優先的譲渡及び譲渡額の減額などにより、県有地を社会福祉施設等の整備に活用することが求められております。
- 現在、県有地貸付制度を利用している介護施設においては、貸付料減額の優遇措置がありますが、保育所や障害者通所施設等の施設についても、同様の対応が必要です。
- なお、国有地については、介護施設において貸付料減額の優遇措置がされており、九都県市首脳会議において、保育所や障害者通所施設等の施設整備についても、同様の優遇措置を適用するよう、九都県市連名で国に対して要望しております。
- 新たに県立特別支援学校として活用する市有地を含め、県有地及び市有地に関する課題解決に向け、継続して協議を行う必要があります。

● 県有地の活用について

市からの主な要請等の経過

県の予算編成に対する要請活動の実施

「社会福祉施設等の整備に関する県有財産の貸付制度の創設について」

「川崎市内における県施設等の活用等について」

※平成 27 年については多摩川会としても要請

要請が実現した主な事項

- ・ 社会福祉施設整備促進のため、県有財産貸付制度を創設（平成 24 年）
- ・ 本市が選定した事業者が社会福祉施設を整備する場合、県と当該事業者との直接の随意契約による県有地売却も可能に（平成 27 年）

県有地貸付制度

社会福祉施設の設置を予定しているが、価格等の理由から譲渡を受けるのが困難な土地の場合貸付を受けることができる

⇒ 貸付料は不動産鑑定評価額に基づき決定

⇒ 貸付料の減額は行わない など

● 県有地を活用している施設

県有地貸付制度を活用

- ・ 境町フェニックス・境町パイナップル保育園
（特別養護老人ホーム、保育所の合築施設）

元川崎職業技術校京浜分校跡地 敷地面積:3,775.89 m²

平成 28 年 4 月開設（平成 26 年 10 月から土地の借受）

住所：川崎区境町 11-9



- ・ らいらっく幸保育園

元幸警察署塚越公舎跡地 敷地面積:1,392.71 m²

平成 28 年 4 月開設（平成 27 年 4 月から土地の借受）

住所：幸区塚越 2-220-37



その他の県有地活用施設

- ・ かわさき健康づくりセンター

元サンライフ川崎跡地

敷地面積：5,377 m²（駐車場・テニスコート・公園含む）

住所：川崎区渡田新町 3-2-1

平成 15 年の覚書に基づき無償貸付



- 県有地貸付制度について、保育所や今後県有地貸付制度を利用する施設の貸付料について、特段の配慮を行うこと
- かわさき健康づくりセンターについて、引き続き川崎市で所有する土地との等価交換に向けた協議を行うとともに、協議の間は無償貸付を継続すること
- 新たに県立特別支援学校として活用する市有地を含め、県有地及び市有地に関する課題解決に向け、継続して協議すること。

この要請文の担当課／総務企画局総務部庶務課 TEL 044-200-0863

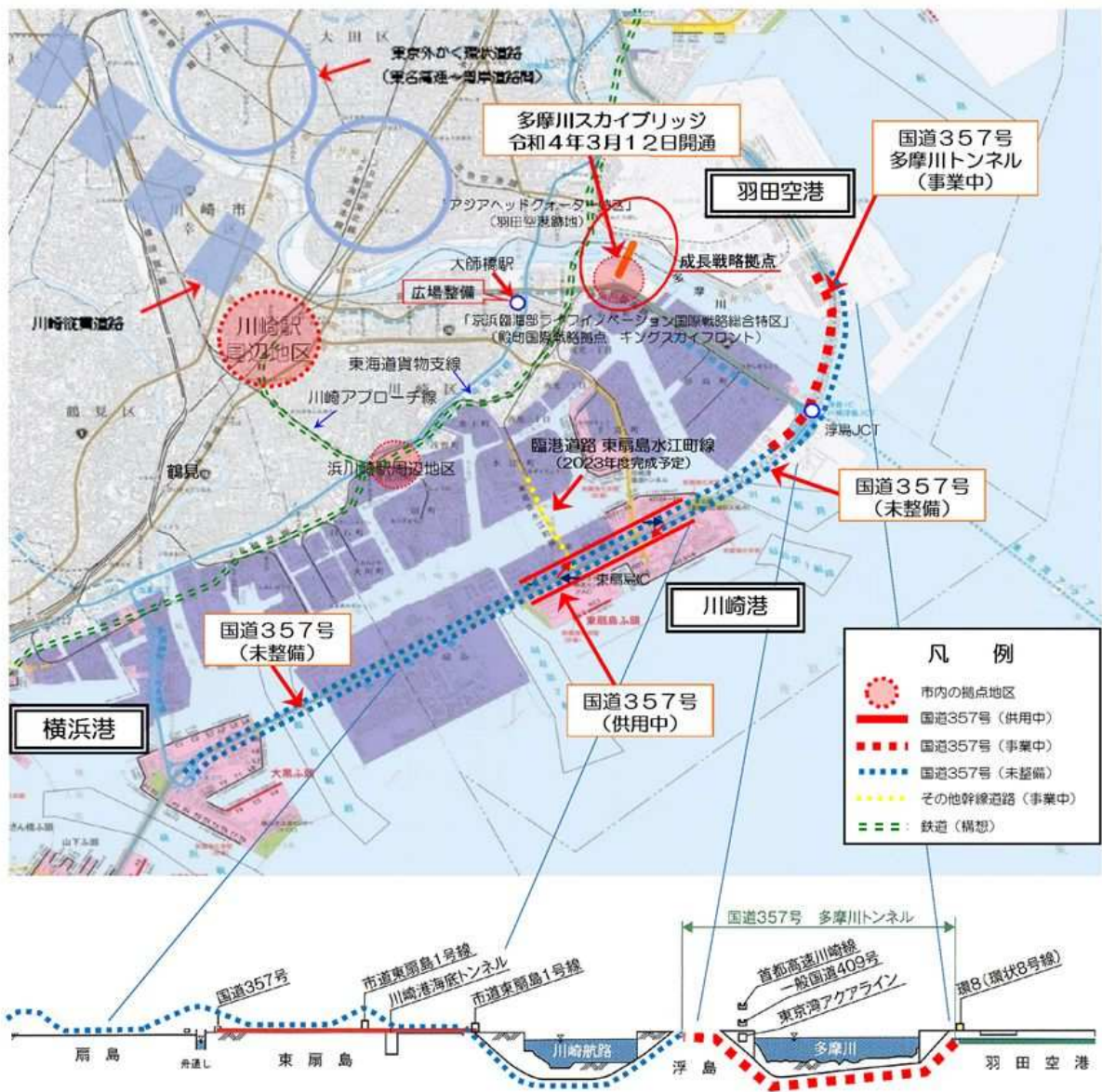
臨海部地域の交通ネットワーク基盤の強化を図る 国道357号等の整備について

■ 要請事項

国道357号等の整備には膨大な事業費が見込まれることから、県域における広域的なネットワークとしての意義を踏まえ、財政面における支援を行うこと。

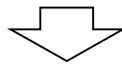
■ 要請の背景

- 本市の臨海部地域は、京浜工業地帯の中核として日本経済の発展に大きく貢献してきました。当該地域を含む京浜臨海部は、県全体の製造品出荷額に占める割合等も高いエリアであり、本市としても川崎臨海部の目指す将来像として「臨海部ビジョン」を策定し、持続的な発展に向けて取り組みを進めています。
- また、国主催の「羽田空港周辺・京浜臨海部連携強化推進委員会」において、東京圏の重要なエリアである羽田空港周辺地域と京浜臨海部の連携を強化し、成長戦略拠点の形成を図るために必要となる都市・交通インフラとして、多摩川スカイブリッジと国道357号多摩川トンネルの整備が関係者間で合意されており、多摩川スカイブリッジは、県の支援も受け令和4（2022）年3月12日に開通しました。
- 国道357号については、東京湾に隣接する各都市を連絡し、首都圏の経済活動を支え、神奈川県域の持続的な発展にも大きく貢献する重要な幹線道路であり、多摩川スカイブリッジ同様に、多摩川トンネルの効率的・効果的な整備促進が求められています。
- さらに、臨海部地域と内陸部を結ぶ川崎縦貫道路は、現在、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会において、外環道との一本化を含めた幅広い検討が行われています。
- これらの路線は、空港、港湾の連携軸等として、首都圏の広域交通ネットワークを形成し、神奈川県下に効果が広く及ぶことから整備を進めていく必要がありますが、整備には莫大な事業費が見込まれるため、整備促進に向けた財政面における支援が必要です。



・首都圏の国際競争力の強化等に向けた広域交通ネットワークの整備効果の早期発現

《整備効果例》 競争力や魅力の向上、空港・港湾等へのアクセス強化、渋滞緩和、
リダンダンシー確保・国土強靱化、広域的な交流・連携の促進 など



**神奈川県下に効果が広く及ぶ幹線道路ネットワーク形成に向け、
財政面における支援を行うこと**

この要請文の担当課／建設緑政局広域道路整備室	TEL 044-200-2039
臨海部国際戦略本部拠点整備推進部	TEL 044-200-2547

鉄道ネットワークの機能強化について

■ 要請事項

鉄道ネットワークの機能強化に向けて、事業の進展に合わせた必要な財政措置や支援策の充実を図ること。

■ 要請の背景

- 首都圏における都市機能の強化を図るため、鉄道ネットワークの形成や既存鉄道路線の輸送力増強等による混雑緩和に向け、計画的な取組を図る必要があります。
- 本市では、今後も人口の増加が見込まれており、「川崎市総合都市交通計画」に基づき、既存鉄道路線の機能強化や混雑緩和に向けた取組を推進しています。
- 首都圏や本市における鉄道ネットワークの形成は、広域的な都市間連携や、拠点機能及び拠点間連携の強化に資するものであり、整備のためには鉄道事業者や他自治体等と連携して取組を進める必要があります。
- 横浜市高速鉄道3号線延伸については、本市と横浜市が協調し、事業計画について合意形成を進め、令和2（2020）年1月に概略ルート・駅位置を決定したところであり、引き続き、横浜市と相互に連携・協力しながら、早期開業を目指して取組を進めています。
- また、国際戦略総合特区及び国家戦略特区の重要なエリアである臨海部では、既存産業に加え、高度な研究開発機能の集積が着実に進んでおり、我が国の成長戦略の一翼を担う重要な地域であることから、川崎臨海部の目指す将来像として、平成30（2018）年3月に「臨海部ビジョン」を策定し、その実現に向けた具体的な取組として鉄道などの基幹的な交通軸の整備等を含む「交通機能の強化」を基本戦略に位置付け、取組を推進しています。

■ 効果等

- 鉄道ネットワークの機能強化により、既存路線の混雑緩和が図られるとともに、羽田空港やリニア中央新幹線駅等へのアクセス強化や、首都圏における都市間連携の強化等による都市機能の向上が図られ、首都圏の国際競争力強化に繋がります。

県の役割

かながわ交通計画に定める交通施策の推進方策に基づき、鉄道網の整備等に対して、国や鉄道事業者への働きかけを行うとともに、市町村等と連携して協力・支援し、整備を誘導すること

⇒ 鉄道ネットワークの機能強化により、首都圏における都市機能の向上等が図られることから、広域自治体としての支援が必要

<鉄道ネットワークの機能強化の取組>



<川崎市総合都市交通計画の概要>

本市の交通政策の目標

- ① 首都圏機能の強化及び活力ある本市都市構造の形成に向けた交通環境の整備
- ② 誰もが安全、安心、快適に利用できる交通環境の整備
- ③ 災害に強い交通環境の整備
- ④ 地域特性に応じたきめ細やかなまちづくりを支える交通環境の整備
- ⑤ 地球にやさしい交通環境の整備

鉄道交通施策の方向性

- ① 広域的な都市間の連携強化
・本市拠点機能及び拠点間連携の強化
・羽田空港へのアクセス強化
・新幹線、リニア中央新幹線駅へのアクセス強化
・臨海部の交通環境整備
- ② 公共交通へのアクセス向上
・快適性の向上 (混雑緩和・定時性確保)
・安全、安心な移動環境の確保
・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
・地域(交通)分断の解消(交流の推進)
- ③ 耐震性の向上
・多重性(リダンダンシー)の向上
- ④ 車両等の低炭素化、省エネルギー化の推進
・公共交通の利用促進

鉄道ネットワークの機能強化

鉄道ネットワークの機能強化に向けて、事業の進展に合わせた必要な財政措置や支援策の充実を図ること。

令和 5 年度
県の予算編成に対する要請書

令和 4 年 11 月

編集 川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町 1 番地

電話 044(200)2183

